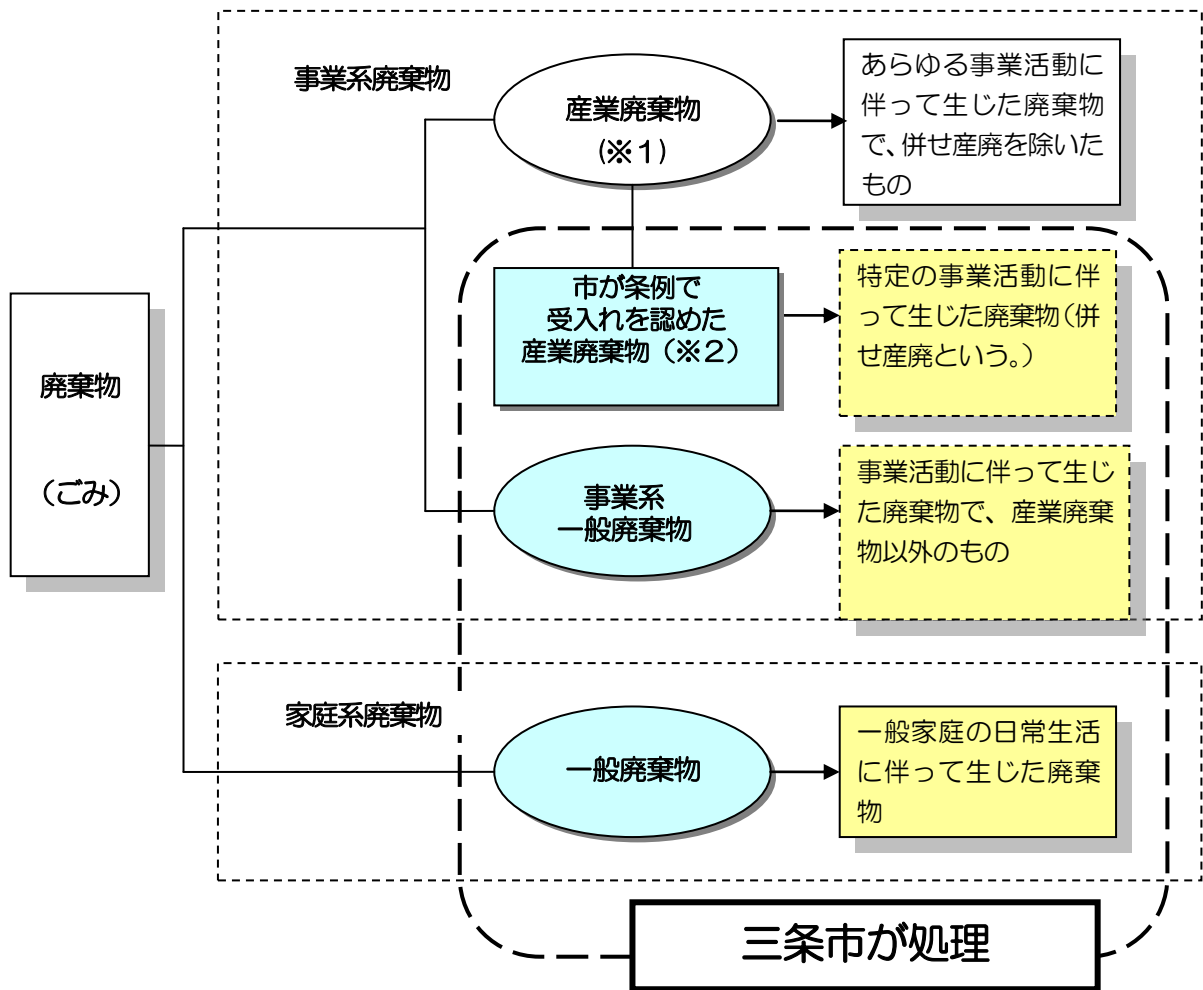


ごみ（廃棄物）の分類と処理区分について



※1 産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令で定める次の20種類の廃棄物をいいます。

種類		具体例
1	燃え殻	石炭殻、焼却灰の残さ、炉清掃排出物等
2	汚泥	無機性汚泥 浄水場汚泥、窯業汚泥、メッキ汚泥、金属研磨汚泥、金属表面処理汚泥、活性炭かす、ろ過材残さ、珪藻土かす、カーバイドかす等
		有機性汚泥 活性汚泥、製紙汚泥、下水汚泥、染色汚泥等
3	廃油	潤滑油、廃洗浄用油、廃切削油、廃溶剤等
4	廃酸	有機性酸類、写真定着廃液等
5	廃アルカリ	アンモニア廃液、アルカリ洗浄工程廃液等
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）、塗料かす（固形状）、ビニール袋、合成繊維くず等
7	紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係る紙くず等

8	木くず	貨物の流通のために使用したパレット、建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係る木くず、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係る木くず等
9	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係る木綿くず、羊毛くず等
10	動植物性残さ	食料品（飲料品を含む）製造業、医薬品製造業、香料製造業に係る醸造かす、発酵かす、野菜くず等
11	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
12	ゴムくず	天然ゴムくず
13	金属くず	鋳物くず、切削くず、古鉄スクラップ等
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、陶磁器くず、廃瓦、セメント製品くず、ガラス繊維くず等
15	鉱さい	炉、平炉等の残さ、鋳物廃砂等
16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片、瓦片等
17	動物のふん尿	畜産農業に係る牛、豚、鶏等のふん尿
18	動物の死体	畜産農業に係る牛、豚、鶏等の死体
19	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥の焼却施設等において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20	処分するために処理したもの	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

※2 条例により受入れを認める産業廃棄物（併せ産廃）

特定の事業活動に伴って生じた次の廃棄物です。

種類	具体例	1事業者受入数量
紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）、紙・紙加工品製造業、製本業、印刷物加工業などの業種から排出されるもの	年間 50トン
木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）、木材・木製品製造業、家具製造業などの業種から排出されるもの	
動植物性残渣	食品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業などの業種から排出されるもの	
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）、繊維工業（衣服、繊維製品を除く）から排出されるもの	
研磨くず	3人以下の事業所（事務職員を含む）から排出されるもの ※市が研磨くず処分を承諾した事業所名簿への記載が必要	年間 2トン